

練馬区立学校に在籍する児童生徒等の重大事態に関する対応について

1 練馬区における「重大事態」の定義

- (1) 児童生徒等の自殺または自殺の疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより児童生徒等の心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (3) いじめにより児童生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 対応の流れ

	学校	教育委員会	区長
事故発生時の即時対応	(1)重大事態の発生 (2)現況確認後、教育委員会への報告	(1)学校からの報告受理 (2)区長への報告	(1)教育委員会からの報告受理 (2)教育委員会への指示・助言 (3)総合教育会議招集の調整
	A 事故対応支援チームの派遣と調査の実施 ・事故原因の調査(基本調査) ・いじめの有無等の把握 ・事実関係の整理 ・保護者等の対応 ・議会、マスコミ対応 B 心理ケアチームの派遣 ・保護者等の対応 ・在籍児童生徒への対応		
三日以内	(3)基本調査のまとめ	(3)基本調査結果の区長報告	(4)総合教育会議の招集
	総合教育会議		
一週間以内	(4)基本調査の保護者等への説明	(4)基本調査の公表 (5)学校事故詳細委員会開催の準備	(5)教育委員会への指示・助言
	C 学校事故詳細調査委員会による詳細調査の実施 ・基本調査の確認 ・アンケート調査、聴き取り調査 ・報告書の作成		
事故発生から概ね一月以内	(1)児童生徒等の心理的ケア (2)自殺の場合、遺族等への支援 (3)必要に応じて臨時保護者会の実施	(1)調査結果を区長に報告	(1)総合教育会議の招集
	総合教育会議 (2)調査結果の保護者等への報告 (3)報告書の公表 (4)詳細調査結果を踏まえた必要な措置		(2)教育委員会への指示・助言 (3)再調査の必要性の判断

いじめ等対応支援特別チーム

区長が必要と判断した場合には、再調査を実施

A 事故対応支援チーム

目的：事故発生から3日以内に事故原因について調査するとともに、調査結果の公表や保護者等の意思の確認等を行う。

構成員：学校の教職員（校長が定める）、指導主事、その他必要な区役所職員

B 心理ケアチーム

目的：事故発生から保護者等への対応、在籍児童生徒等の心理的ケアを図る。

構成員：スクールソーシャルワーカー、臨床心理士等

C 学校事故詳細調査委員会

目的：事故の原因究明の調査および同種の事故の再発防止策について検討し、報告書を作成する。

構成員：学識経験者、弁護士、医師、心理、福祉等の専門的知見と経験を有する者

区長による再調査機関の設置と再調査の実施

目的：詳細調査の結果について再調査するとともに、同種の事態の発生の防止策について検討する。

構成員：区長が必要となる者を任命する。なお、学校事故詳細調査委員会とは別の者を委員とする。

再調査の結果を踏まえた対応

総合教育会議を開催し、再調査結果の報告と協議

再調査結果の保護者等への説明

いじめを理由として再調査を実施した場合は、いじめ防止対策推進法第30条に基づき、区議会に報告